

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、農業者、漁業者等による農水産物の販売戦略及び生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としている。

2 調査の根拠

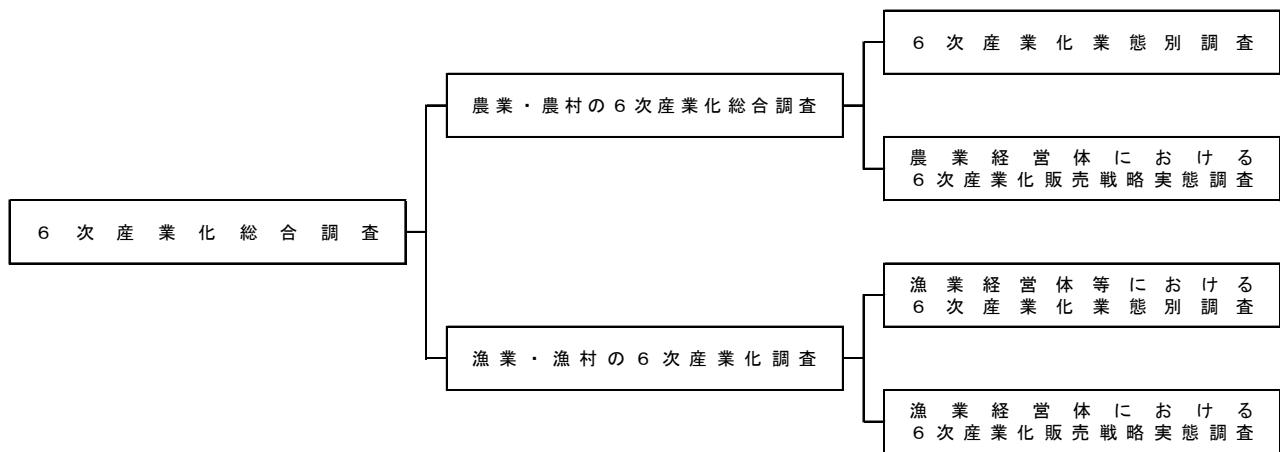
本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく一般統計調査である。

3 調査機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の体系

調査体系は、次のとおり。



5 調査の対象

(1) 農業・農村の6次産業化総合調査

ア 6次産業化業態別調査

2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」を営む農業経営体及び2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において把握した農産物直売所並びに農業協同組合等からの情報収集により把握した農業協同組合等が運営する農産加工場とした。

イ 農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査

2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、「農産物の直接販売」を行っている農業経営体とした。

(2) 漁業・漁村の6次産業化調査

ア 漁業経営体等における6次産業化業態別調査

2008年漁業センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））において把握した水産加工業を営む海面漁業経営体及び2008年漁業センサス（流通加工調査）において把握した漁業協同組合が運営する水産加工場（以下「水産加工場」という。）並びに漁業協同組合等からの情報収集により把握した海面漁業経営体及び沿海地区の漁業協同組合等が運営する水産物直売所（以下「水産物直売所」という。）とした。

イ 漁業経営体における6次産業化販売戦略実態調査

2008年漁業センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））において把握した海面漁業経営体のうち、「水産物の直接販売」を営む海面漁業経営体とした。

6 調査対象者及び選定方法等

(1) 農業・農村の6次産業化総合調査

ア 6次産業化業態別調査

農産物の加工、農産物直売所、観光農園、農家民宿、農家レストラン及び海外への輸出を営む農業経営体並びに農業協同組合等が運営する農産加工場及び農産物直売所（以下それぞれを「農産加工場」、「農産物直売所」という。）を単位とする標本調査により実施した（海外への輸出を営む農業経営体、平成23年度に新設された農産加工場及び農産物直売所については全数調査。）。

標本調査にあっては、農業生産関連事業の種類ごとに当該農業生産関連事業に係る全国の年間販売金額を指標に、目標精度を5%として必要標本数を算出し、調査対象者数に応じて配分した都道府県別に、販売金額規模別、経営体形態別に区分した階層ごとに選定した農業経営体、農産加工場及び農産物直売所を調査の対象とした。

また、平成22年度6次産業化総合調査において、再生可能エネルギーを利用した発電設備を今後設置する予定とした農業経営体等を対象として全数調査により実施した。

なお、調査対象者数、有効回収率等は次のとおりである。

調査対象	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
農業経営体	8,823経営体	4,444経営体	50.4%
農産物直売所	2,954事業所	1,752事業所	59.3%
農産加工場	786事業所	566事業所	72.0%
再生可能エネルギー	2,672事業体	1,971事業体	76.6%

イ 農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査

全国の農産物の年間販売金額を指標に、目標精度を5%として必要標本数を算出し、直接販売を行う農業経営体数に応じて配分した都道府県別に、販売金額規模別、主とする販売先別に区分した階層ごとに選定した農業経営体を調査の対象とした。

なお、調査対象者数、有効回収率等は次のとおりである。

調査対象	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
農産物の直接販売を行っている農業経営体	11,068経営体	5,930経営体	53.6%

(2) 漁業・漁村の6次産業化調査

ア 漁業経営体等における6次産業化業態別調査

水産加工場及び水産物直売所を対象として全数調査により実施した。

なお、調査対象者数、有効回収率等は次のとおりである。

調査対象	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
水産加工場	1,564事業所	902事業所	57.7%
水産物直売所	582事業所	382事業所	65.6%

イ 漁業経営体における6次産業化販売戦略実態調査

全国の水産物の年間販売金額を指標に、目標精度を5%として必要標本数を算出し、直接販売を行う漁業経営体数に応じて配分した大海区都道府県別に、販売金額規模別、主とする販売先別に区分した階層ごとに選定した漁業経営体を調査の対象とした。

なお、調査対象者数、有効回収率等は次のとおりである。

調査対象	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
水産物の直接販売を行っている漁業経営体	4,034経営体	2,237経営体	55.5%

7 調査対象期間及び調査実施時期

(1) 調査対象期間

調査対象期間は平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）の1年間とした。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成23年度の期間を含む1年間とした。

(2) 調査実施時期

調査は平成24年10月から平成24年11月までの間に実施した。

8 調査事項

主な調査事項は、次に掲げるとおりとした。

(1) 農業・農村の6次産業化総合調査

ア 6次産業化業態別調査

(ア) 農産加工

- a 農産加工の概要に関する事項
- b 農産加工における仕入・販売状況に関する事項
- c 農産加工の営業期間に関する事項
- d 農産加工における従事状況に関する事項
- e 農産加工施設に関する事項
- f 農産加工における経営方針の決定方法に関する事項
- g 収益向上等へ向けた取組状況に関する事項
- h 他産業との連携状況に関する事項

(イ) 農産物直売所

- a 農産物直売所の概要に関する事項
- b 農産物直売所における販売状況に関する事項
- c 農産物直売所の営業期間に関する事項
- d 農産物直売所の施設に関する事項
- e 農産物直売所における従事状況に関する事項
- f 農産物直売所における経営方針の決定方法に関する事項
- g 収益向上等へ向けた取組状況に関する事項
- h 他産業との連携状況に関する事項

(ウ) 観光農園

- a 観光農園の概要に関する事項
- b 観光農園の売上に関する事項
- c 観光農園の取扱品目に関する事項
- d 観光農園の営業期間に関する事項
- e 観光農園の年間利用者数に関する事項
- f 観光農園における従事状況に関する事項
- g 収益向上等へ向けた取組状況に関する事項
- h 他産業との連携状況に関する事項

(エ) 農家民宿

- a 農家民宿の概要に関する事項
- b 農家民宿の売上に関する事項
- c 農家民宿における食材に関する事項
- d 農家民宿の営業期間に関する事項
- e 農家民宿の年間宿泊者数に関する事項
- f 農家民宿における従事状況に関する事項
- g 農家民宿における農作業体験に関する事項
- h 収益向上等へ向けた取組状況に関する事項
- i 他産業との連携状況に関する事項

(オ) 農家レストラン

- a 農家レストランの概要に関する事項
- b 農家レストランの売上に関する事項
- c 農家レストランにおける食材に関する事項
- d 農家レストランの営業期間に関する事項
- e 農家レストランの年間利用者数に関する事項
- f 農家レストランにおける従事状況に関する事項

- g 収益向上等へ向けた取組状況に関する事項
- h 他産業との連携状況に関する事項
- (カ) 海外への輸出
 - a 海外への輸出の概要に関する事項
 - b 海外への輸出状況に関する事項
 - c 海外への輸出の取組単位に関する事項
 - d 海外への輸出における従事状況に関する事項
 - e 収益向上等へ向けた取組状況に関する事項
- (キ) 再生可能エネルギー
 - 再生可能エネルギーの発電施設の設置状況に関する事項
- イ 農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査
 - (ア) 農業経営体の概要に関する事項
 - (イ) 農産物の直接販売に関する事項
 - (ウ) 農業経営における従事状況に関する事項
 - (エ) 収益向上等へ向けた取組に関する事項
- (2) 漁業・漁村の6次産業化調査
 - ア 漁業経営体等における6次産業化業態別調査
 - (ア) 水産加工場
 - a 水産加工の運営主体に関する事項
 - b 水産加工の概要に関する事項
 - c 水産加工の仕入・販売状況に関する事項
 - d 水産加工の経営方針に関する事項
 - e 水産加工における従事状況に関する事項
 - f 5年前と比較した経営状況に関する事項
 - g 収益向上等に向けた取組に関する事項
 - h 他産業との連携に関する事項
 - i 再生可能エネルギーに関する事項
 - (イ) 水産物直売所
 - a 水産物直売所の運営主体に関する事項
 - b 水産物直売所の概要に関する事項
 - c 水産物直売所の販売状況に関する事項
 - d 水産物直売所の経営方針に関する事項
 - e 水産物直売所における従事状況に関する事項
 - f 収益等向上に向けた取組に関する事項
 - g 他産業との連携に関する事項
 - h 再生可能エネルギーに関する事項
 - イ 漁業経営体における6次産業化販売戦略実態調査
 - (ア) 海面漁業経営体の概要に関する事項
 - (イ) 水産物の直接販売に関する事項
 - (ウ) 漁業経営における従事状況に関する事項
 - (エ) 5年前と比較した経営状況に関する事項
 - (オ) 収益向上等へ向けた取組に関する事項

9 調査方法

本調査は、調査対象者に調査票を郵送で配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送で回収する自計調査とした。

なお、農業・農村の6次産業化総合調査「6次産業化業態別調査」及び漁業・漁村の6次産業化調査「漁業経営体等における6次産業化業態別調査」においては、調査対象者が記入した調査票を郵送又は訪問により回収した。

10 集計方法

- (1) 農業・農村の6次産業化総合調査
 - ア 6次産業化業態別調査
 - 都道府県、経営区分、販売金額規模階層ごとに各農業生産関連事業の推定値を次の式により算出した。
 - 全国計及び全国農業地域別の推定値は、都道府県別の各推定値を合計して算出した。

なお、輸出及び再生エネルギーに関する事項については、調査結果（回収した調査票）の積み上げにより算出した。

<推定値の計算式>

$$T = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

T : x の総計の推定値

i : 販売金額区分を表す添字

L : 販売金額区分の数

N_i : i 区分の母集団の大きさ

n_i : 調査結果が得られた標本の大きさ

x_{ij} : 調査結果が得られた標本のうち、 j 番目の標本の x の調査値

イ 農業経営体における 6 次産業化販売戦略実態調査

都道府県、家族・組織経営体、販売金額規模階層ごとに、「主とする販売先」による階層ごとの推定値を次の式により算出した。

なお、全国計及び全国農業地域別の推定値は、都道府県別の各推定値を合計して算出した。

<推定値の計算式>

$$Ti = \sum_{j=1}^L \frac{N_j}{n_j} \sum_{k=1}^{n_{ji}} x_{jik}$$

i, j : 「主とする販売先」による階層を表す添字

Ti : i 階層の x の総計の推定値

L : 「主とする販売先」による階層の数

N_j : 調査設計時に設定した j 階層の大きさ

n_j : j 階層から抽出した標本のうち、調査結果が得られた標本の大きさ

n_{ji} : j 階層から抽出した標本のうち、調査の時点において、階層の定義上 i 階層に属していた標本の大きさ

x_{jik} : j 階層から抽出した標本のうち、調査の時点において、階層の定義上 i 階層に属していた標本のうち、 k 番目の標本の x の調査値

(2) 漁業・漁村の 6 次産業化調査

ア 漁業経営体等における 6 次産業化業態別調査

大海区都道府県、運営主体及び販売金額規模階層ごとに、水産加工及び水産物直売所の推定値を次の式により算出した。

なお、全国計、大海区別及び都道府県別の推定値は、大海区都道府県別の各推定値を合計して算出した。

<推定値の計算式>

$$T = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

T : x の総計の推定値

i : 販売金額区分を表す添字

L : 販売金額区分の数

N_i : i 区分の母集団の大きさ

n_i : 調査結果が得られた標本の大きさ

x_{ij} : 調査結果が得られた標本のうち、 j 番目の標本の x の調査値

イ 漁業経営体における 6 次産業化販売戦略実態調査

大海区都道府県及び販売金額規模ごとに、「主とする販売先」による階層ごとの推定値を次の式により算出した。

なお、全国計、大海区別及び都道府県別の推定値は、大海区都道府県別の各推定値を合計して算出した。

<推定値の計算式>

$$T_i = \sum_{j=1}^L \frac{N_j}{n_j} \sum_{k=1}^{n_{ji}} x_{jik}$$

i, j : 「主とする販売先」による階層を表す添字

T_i : i 階層の x の総計の推定値

L : 「主とする販売先」による階層の数

N_j : 調査設計時に設定した j 階層の大きさ

n_j : j 階層から抽出した標本のうち、調査結果が得られた標本の大きさ

n_{ji} : j 階層から抽出した標本のうち、調査の時点において、階層の定義上 i 階層に属していた標本の大きさ

x_{jik} : j 階層から抽出した標本のうち、調査の時点において、階層の定義上 i 階層に属していた標本のうち、 k 番目の標本の x の調査値

11 目標精度

(1) 農業・農村の6次産業化総合調査

ア 6次産業化業態別調査

農業生産関連事業に係る年間販売金額について設定した目標精度 5 %

イ 農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査

農産物の年間販売金額について設定した目標精度 5 %

(2) 漁業・漁村の6次産業化調査

ア 漁業経営体等における6次産業化業態別調査

目標精度は設定していない。

イ 漁業経営体における6次産業化販売戦略実態調査

水産物の年間販売金額について設定した目標精度 5 %

12 用語の解説

(1) 事業体

農業生産関連事業及び漁業生産関連事業を営む運営主体をいう。
なお、同一の運営主体で複数の事業を営んでいる場合は、それぞれ
1事業体としてカウントした。

(2) 年間販売金額

農業生産関連事業及び漁業生産関連事業に係る年間販売金額は、1
年間（平成23年4月1日から平成24年3月31日）の事業による販売金
額をいう。

農水産物の直接販売に係る年間販売金額は、1年間（平成23年4月
1日から平成24年3月31日）の農水産物の販売金額をいう。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成23年
度の期間を含む1年間とした。

(3) 従事者

農業生産関連事業及び漁業生産関連事業に従事した者をいい、雇用
者のほか、世帯員、経営者、役員等も含む。

農水産物の直接販売に係る従事者は、農業及び漁業に従事した者を
いう。

(4) 雇用者

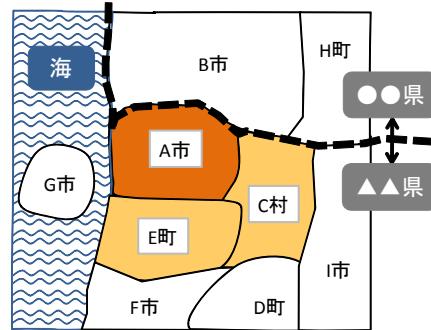
農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の経営のために雇った「常
雇い」及び「臨時雇い」をいう。

農水産物の直接販売に係る雇用者は、農業経営及び漁業経営のため
に雇った「常雇い」及び「臨時雇い」をいう。

(5) 地場産

農産物直売所・農産加工場等で取り扱う農産物の产地について、自家生産物のほか、事業所等の所在する市区町村及びその同一都道府県内の隣接する市区町村（境界が海上の場合には隣接としない。）で生産されたものをいう。

なお、東京都の「特別区」に所在する事業所等については、「特別区」全体で一つの市区町村とみなし、「特別区」に隣接する市で生産された農産物は、地場産としない。



地場産割合

「地場産割合」は、次のとおり算出した。

$$\text{地場産割合} = \frac{\text{地場産}}{\text{農産物の仕入金額}} \times 100$$

なお、農産物直売所においては、次のとおり算出した。

$$\text{地場産割合} = \frac{\text{地場産}}{\text{農産物の販売金額}} \times 100$$

(6) 通年営業

各事業において1年を通じて、おおむね1週間に5日以上営業している場合をいう。

なお、通年営業以外の場合を季節的営業とした。

(7) 農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1頭
⑦肥育牛飼養頭数	1頭
⑧豚飼養頭数	15頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150羽
⑩ブロイライ一年間出荷羽数	1,000羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売金額50万円に相当する事業の規模

ウ 農作業の受託の事業

(8) 農業協同組合等	<p>農業者が相互扶助を目的として、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき自主的に設立する組合で法人格を有しているもの、いわゆる農業協同組合のほか、農業協同組合が50%以上出資する子会社、法人格を有しない任意組合、生産者グループが含まれる。</p> <p>なお、農業協同組合に属する下部組織を含む。</p>
(9) 農業生産関連事業	<p>農業経営体及び農協等による農産物の加工及び農産物直売所、農業経営体による観光農園、農家民宿、農家レストラン及び輸出の各事業をいう。</p> <p>ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は該当しない。</p>
農産物の加工	農業経営体又は農協等が販売を目的として、自ら生産した農産物をその利用割合の多寡にかかわらず加工していることをいう。
農産物直売所	<p>農業経営体又は農協等が自ら生産した農産物（構成員が生産した農産物や農産物加工品を含む。）を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した施設や場所をいう。</p> <p>なお、市区町村、農協等が開設した施設、道の駅等に併設された施設を利用するものの、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されたもの、定期的に開設している朝市などを含む。</p> <p>ただし、無人販売所、移動販売及びインターネットによる販売は除く。</p>
観光農園	農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験又はほ場を鑑賞させ代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業経営体が旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して代金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業経営体が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して代金を得ている事業をいう。
(10) 漁業経営体	利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む世帯又は事業所をいう。
(11) 漁業協同組合等	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合（沿海地区に所在するものに限る。以下同じ。）及び漁業協同組合連合会のほか、漁業協同組合が50%以上出資する会社、漁業協同組合の下部組織、漁業者グループが含まれる。
(12) 漁業生産関連事業	漁業経営体又は漁業協同組合等が、自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物を用いた水産加工又は水産物直売所の事業をいう。
水産物の加工	漁業経営体又は漁業協同組合等が販売を目的として、自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物を用いて、加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の常時従業者を使用し水産加工品を製造することをいう。

水産物直売所	食品衛生法に基づき都道府県知事の許可を得て、定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従事者を使用して、漁業経営体又は漁業協同組合等が自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物又はその加工品を販売している事業所をいう。
(13) 農産物の直接販売	<p>生産者が自ら生産した農産物を「農協及び農協以外の集出荷団体」以外の「卸売市場」、「小売業者」、「食品製造業・外食産業」、「消費者」及び「その他」に販売することをいう。</p> <p>なお、「農協及び農協以外の集出荷団体」に販売した農業経営体であっても、農産物の一部をそれ以外の「卸売市場」、「小売業者」、「食品製造業・外食産業」、「消費者」及び「その他」のいずれかに販売する場合は、農産物の直接販売を行った農業経営体となる。</p>
(14) 水産物の直接販売	<p>漁業経営体が自らの漁業生産によって得られた生産物を、「漁業協同組合以外の卸売市場」、「流通業者・加工業者」、「小売業者」、「外食産業」、「自営業向け」、「海外への輸出」及び「その他」に販売することをいう。</p> <p>なお、「漁協の市場、荷さばき所」に販売した漁業経営体であっても、自らの漁業生産によって得られた生産物の一部をそれ以外の「漁業協同組合以外の卸売市場」、「流通業者・加工業者」、「小売業者」、「外食産業」、「自営業向け」、「海外への輸出」及び「その他」のいずれかに販売する場合は、水産物の直接販売を行った漁業経営体となる。</p>
(15) 農産物の直接販売先	<p>農産物の直接販売における販売先の定義は次のとおり。</p> <p>卸売市場内の卸売業者又は仲卸業者をいう。</p> <p>生鮮食品等を卸売業者、食品製造業及び生産者から仕入れ、一般消費者に販売する事業所をいう。</p> <p>食品製造業とは、農産物を原材料として仕入れ、その原材料を用いて新たな食品を製造し、出荷・販売する事業所をいう。</p> <p>外食産業とは、飲食料品をその場で飲食させる事業所及び持ち帰りや宅配サービスを行っている事業所をいう。</p> <p>一般消費者に農産物を直接販売した場合をいう。</p> <p>上記に該当しない販売先をいう。 (例：食品以外の製造業、学校給食等)</p>
(16) 水産物の直接販売先	<p>水産物の直接販売における販売先の定義は次のとおり。</p> <p>漁業協同組合又は漁業協同組合連合会以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）をいう。</p>

流通業者・加工業者	流通業者とは、低温装置を施した倉庫に物品を保管することを業とする事業者又は鮮魚及び貝類を卸売りする事業者をいう。 加工業者とは、水産物を原料として仕入れ、その原料を用いて新たな食品を製造し、出荷・販売する事業者をいう。
自営業向け	漁業経営体が、自ら運営する「水産加工業」、「水産物直売所」、「漁家民宿」、「漁家レストラン」等に自らの漁業生産によって得られた生産物を使用している場合をいう。
海外への輸出	自らの漁業生産によって得られた生産物を海外へ直接輸出（商社等に、輸出に係る通関手続き等を委託している場合を含む。）している場合をいう。

【加工品目分類一覧】

1 農産加工品

大分類	中 分 類	小 分 類
農 產 食 品	粉 類	米粉
		その他の粉類
	でん粉・砂糖類	でん粉・砂糖類
	カット野菜	カット野菜
農 產 加 工 食 品	野菜加工品	野菜かん・びん詰め
		トマト加工品
		きのこ類加工品
		塩蔵野菜 (つけ物を除く。)
		野菜つけ物
		野菜冷凍食品
		乾燥野菜
	果実加工品	その他の野菜加工品
		果実かん・びん詰
		果実飲料
		ジャム、マーマレード及び 果実バター
		果実つけ物
		乾燥果実
		その他の果実加工品
	茶・コーヒー	茶・コーヒー
	香辛料	香辛料
	めん・パン類	めん類
		パン類
	穀類加工品	穀類加工品
	菓子類	菓子類
	豆類の調整品	豆類の調整品
	その他の農産加工品	こんにゃく
		その他の農産加工食品

大分類	中 分 類	小 分 類
畜 產 加 工 食 品	肉製品	加工肉製品
		鳥獸肉のかん・びん詰め
		その他の肉製品
		液状のミルク・クリーム
	酪農製品	練乳及び濃縮乳
		粉乳
		はつ酵乳及び乳酸菌飲料
		バター
		チーズ及びカード
		アイスクリーム類
		その他の酪農製品
	その他の畜産加工食品	その他の畜産加工食品
その他の食料品	調味料及びスープ	みそ
		しょうゆ
		ソース
		食酢
		スープ
		その他の調味料及びスープ
	調理食品	調理食品
飲料	その他の食料品	その他の食料品
	アルコールを含む飲料	ビール
		果実酒
		穀物を原料として発酵させた 飲料(ビールを除く。)
		蒸留酒
その他		上記以外の農産加工品 (非食品)

2 水産加工品

中 分 類	小 分 類	中 分 類	小 分 類
ね り 製 品	かまぼこ類	水 産 物 漬 物	水産物漬物
	魚肉ハム・ソーセージ		水産物つくだ煮
冷 凍 食 品	冷凍食品	調 味 加 工 品	乾燥・焙焼・揚げ加工品
素 干 品	素干品		その他調味加工品
塩 干 品	塩干品	その他の食用加工品	その他の食用加工品
煮 干 品	煮干品		かん・びん詰
塩 藏 品	塩藏品	寒 天	寒天
く ん 製 品	くん製品		油 脂
焼 ・ 味 付 の り	焼・味付のり	生 鮮 冷 凍 水 産 物	生鮮冷凍水産物
塩 辛 類	塩辛類		非 食 用 加 工 品
			飼肥料

13 統計表の見方等

(1) 統計表の地域区分

全国農業地域、地方農政局及び大海区の区分は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

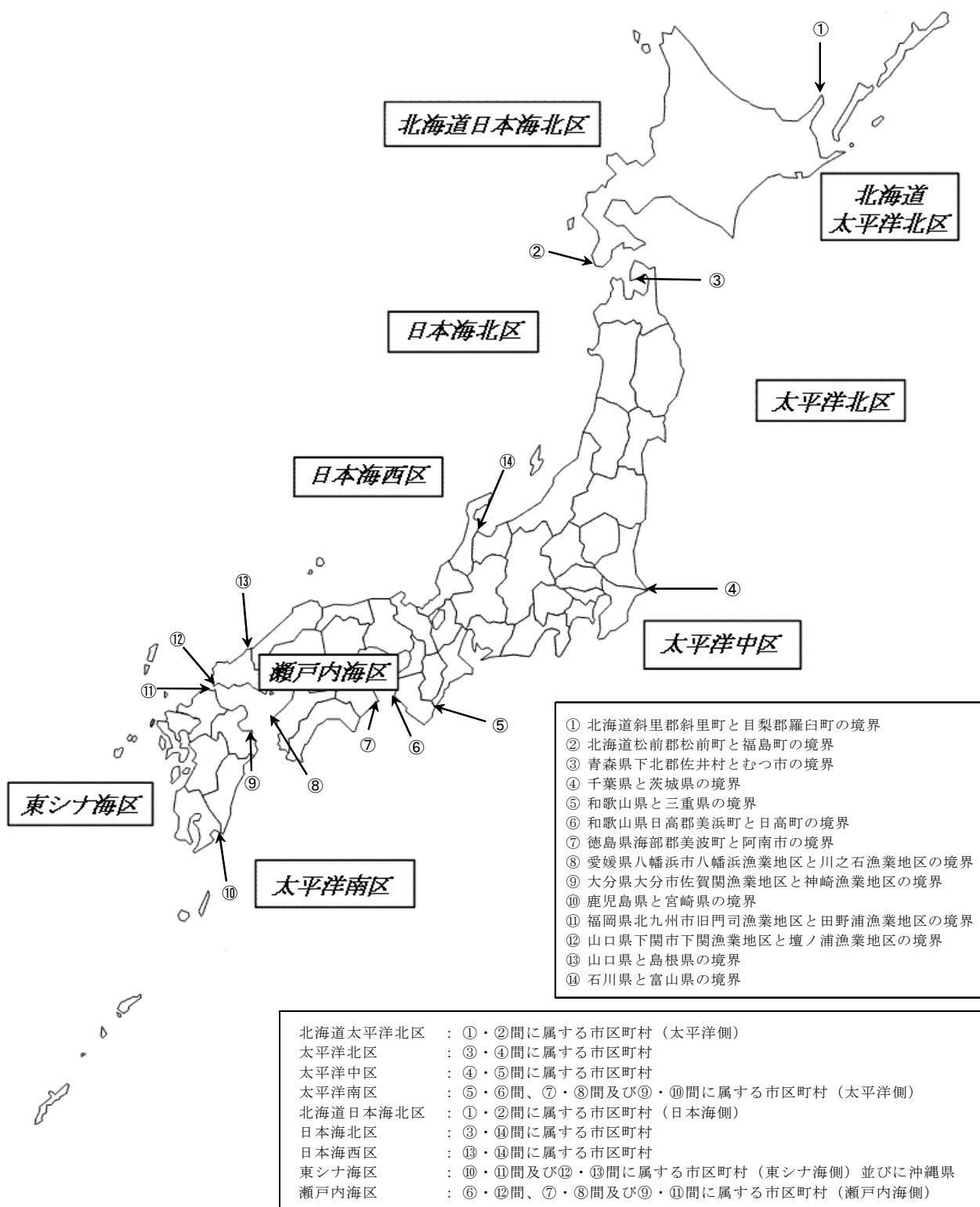
全国農業地域	所属都道府県名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局

区 分	所属都道府県名
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の所属府県は、上表アの全国農業地域と同じであることから、表章はしていない。

ウ 大海区区分図



- (2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (3) 各統計表の構成比は原数の値により算出している。
- (4) 各統計表の事業体数及び経営体数は1の位を四捨五入している。
(例：4経営体→0経営体)
- (5) 統計表中に用いた記号は次のとおりである。
「0」：単位に満たないもの（例：40万円 → 0百万円）
「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04% → 0.0%）
「-」：事実のないもの
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
「x」：個人又は法人、その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
「nc」：計算不能
- (6) 秘匿措置について
統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密の保護の観点から、調査結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。
なお、全体（計）からの差引きにより当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

14 東日本大震災の影響

平成22年度及び23年度調査結果については、東日本大震災の影響により、青森県、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域（漁業・漁村の6次産業化調査では、岩手県、宮城県及び福島県については全域）を調査範囲から除外した。

15 ホームページ掲載案内

本調査の結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。
【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】
この結果の分野別分類は「6次産業化」に分類しています。

16 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部
生産流通消費統計課消費統計室 地域資源流通構造統計班
電 話：（代表）03-3502-8111 内線3712
（直通）03-3501-2747
F A X： 03-3502-3634